

再開発関係融資

独立行政法人住宅金融支援機構

ポイント

- ・多様な資金需要に対応した融資により、マンション建替事業、市街地再開発事業などを推進。

制度の概要

- ・小規模な共同建替えから法定再開発やマンション建替えをはじめ、地区計画等に適合する事業や有効空地を確保する事業等、市街地環境の整備・改善に資する事業に融資を行う。

まちづくり融資

融資の対象となる建築物

- ・一定の地域内（ 1 ）にあること
- ・住宅部分が建物全体の1 / 2 超であること
- ・建築物の構造が耐火又は準耐火構造であること
- ・法定容積率の1 / 2 以上を利用していること
- ・一定の技術的要件に適合すること
- ・次のいずれかの事業に該当すること

共同建替事業
有効空地確保事業
マンション建替事業
上記に準ずる事業

融資の種類

- ・短期資金 建設資金 購入資金
- ・長期資金 建設資金 購入資金
- ・高齢者向け返済特例融資

融資金利

短期資金	1 . 2 6 %	(1 年固定)
長期資金 (建設資金)	3 . 4 4 % (2)	(3 5 年固定)
	3 . 1 0 % (2)	(1 5 年固定)
(購入資金)	4 . 3 5 %	(3 5 年固定)
高齢者向け返済特例融資	3 . 3 9 %	

(金利はいずれも平成 2 0 年 1 2 月 4 日時点)

- 1 住居系・商業系等一定の用途地域で防火・準防火地域内など
- 2 平成 2 0 年 1 2 月 4 日現在における繰上返済制限制度を利用しない場合の参考金利で、実際に適用される金利は各受付期間終了後、約 2 ヶ月後に決定